

平成23年度税制改正に関する要望

提出日:平成22年7月27日(火)
提出先:経済産業省経済産業政策局企業行動課

所定の書式に基づき提出

1	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	法人税率の引き下げ
	要望内容	法人税率の引き下げによる国際競争力強化
	要望目的 期待される効果	日本の法人税実効税率は41%と、他国に比して高く設定されています。その結果、リーマンショック以降の外資撤退が顕著です。また、資本が海外へ移動し、国内空洞化が一層激しくなります。法人税率引き下げによる外国資本の誘致が急がれます。
2	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	連結納税制度の改正
	要望内容	・子会社加入時時価評価の取りやめ 子会社加入時に資産・負債の時価評価が義務付けられていますが、連結会計においては時価評価はしないが、税務のみ時価評価する理論的根拠が存在しません。連結納税導入について資金的裏付けがなく、多額の納税が発生し足枷になってしまうので、早急に取り止めて頂きたい。
	要望目的 期待される効果	上記が、連結納税制度採用の足枷となっています。グループ経営を強化して国際競争力をつけることは我が国企業にとって不可避であり、そのために連結納税を導入しやすくすることは非常に重要です。
3	税目	11.地方税(その他)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	地方税の包括的見直し
	要望内容	・事業所税の撤廃 事業所税は、事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、また固定資産税とも二重課税と見なされるため、廃止して頂きたい。
	要望目的 期待される効果	外形標準課税の導入以来、事業所税との二重課税も発生してさらに複雑化しており、中小企業にとっては事務処理が非常に煩雑になっています。地方税業務の簡素化をお願いしたい。
4	税目	国税(法人税・所得税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	IT人材投資促進税制
	要望内容	その事業年度(単年度)の労務費に占めるIT教育訓練費の割合が0.15%以上の場合には、当該教育訓練費の総額の30%を税額控除して頂きたい。
	要望目的 期待される効果	ITの技術革新はこれまで以上に加速化されており、国際競争力強化の観点から、最も力を入れなければいけない分野であります。しかし本件に関する税制的支援がありません。中国はすでに国家戦略の基本の一つをITにおいて、人材育成を推進しており、大いなる脅威となりつつあります。わが国もこれからはIT人材育成に官民総力をあげて取り組む必要があります。

5	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	中小企業等基盤強化税制の延長・拡充
	要望内容	平成23年3月31日で期限の切れる中小企業等基盤強化税制の延長と、さらなる拡充をして頂きたい。特に、対象設備等について、ISO/IEC15408に基づく評価・認証などは、中小企業にはハードルが高いため、緩和をして頂きたい。
	要望目的 期待される効果	中小企業の経営環境は益々、悪化しています。また、中小企業のIT化は未だ遅れており、それがさらに競争力を低減させています。このような現状を打開するためにも、ITを利用した効率化、顧客拡大は必須です。 不況の影響を受けている中小企業の競争力の強化や活性化を図る観点から、IT投資に対する税務上の支援により、情報システム投資を促進し、情報基盤の強化(情報セキュリティの強化や国際競争力の強化など)が期待されます。

6	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	研究開発促進税制の拡充・延長
	要望内容	(1)研究開発税制拡充措置の恒久化 平成21年度、22年度において税額控除できる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げられたが、これを恒久的措置として頂きたい。 (2)控除限度超過額の繰越期間の延長 支出年度とその翌年度の2年間しか適用できない税額控除の繰越期限を、平成21,22年度に限り、平成23,24年度において税額控除を可能とする措置を講じて頂きましたが、これを繰越欠損期間と同じ7年まで延長して頂きたい。
	要望目的 期待される効果	研究開発費に対する助成措置は、我が国の国際競争力強化から、是が非でも重要な政策であります。

7	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	減価償却制度の見直し
	要望内容	(1)少額減価償却資産(有形固定資産)の損金算入限度額を10万円から30万円に引き上げて頂きたい。 (2)少額減価償却資産(ソフトウェアなど無形固定資産)の損金算入限度額を現行の10万円から100万円に引き上げて頂きたい。
	要望目的 期待される効果	(1)一般的に導入されるパソコン、ファクシミリ等の事務機器は20万円から50万円程度のもので多く、現行の10万円の少額固定資産の金額基準は実態と乖離し、現物管理が煩雑になっています。 (2)ソフトウェアは多くがこの価格帯に入り、中小企業の利便性を高めるためにも損金化できるようにして頂きたい。 IT機器、少額ソフトウェアの販売増大がのぞまれます。

8	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	ソフトウェアを含む工事損失引当金の税務上認容
	要望内容	平成21年4月1日以降開始事業年度から適用される企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」では、工事進行基準であるか工事完成基準であるかを問わず、工事の進捗程度にかかわらず工事原価総額等が工事総収益額を超過する可能性が高く、その超過額が合理的に見積もれる場合は、工事損失が見込まれた期に工事損失引当金を計上しなければならないとされました。 法人税法ではこの引当金の繰入が認められていませんが、法人税法においても客観性の要件を設定した上で繰入を認めて頂きたい。
	要望目的 期待される効果	会計上の利益と税務上の所得を近づけること。特に中小企業ではこのような事態の場合、資金的に非常に苦しい状況であります。引当金の損金算入が認められないと税金の先払いとなるため追い討ちをかけることになります。 中小企業の資金繰り対策としても導入が望まれます。

9	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	役員給与と損金不算入制度の見直し
	要望内容	役員給与の損金算入要件を緩和して頂きたい。 現行税法では法人が役員に対して支給する給与のうち、定期同額給与又は事前確定届出給与若しくは一定の利益連動給与のいずれにも該当しないものについては、全額損金不算入と定義しています。 会社法に沿った役員給与を損金に計上できるよう、現状厳格に定められている利益連動給与の損金算入要件について、次の制度の簡素化、損金算入要件の緩和等を見直しをして頂きたい。 損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加 利益の指標から計算式で算出された金額に、一定の幅を持たせた金額とすることを容認 支給額の開示要件を緩和
	要望目的 期待される効果	要件が厳格すぎて、非常に窮屈な制度となっています。 不当な課税所得の減額は、不相当に高額部分の役員給与の損金不算入制度で対処が可能です。

10	税目	1.国税(法人税)
	要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
	要望名	中小企業活性化税制
	要望内容	中小企業活性化のための新たな提案
	要望目的 期待される効果	近年、中小企業の金融情勢はますます厳しくなっております。 好況期の設備投資に対する返済が財務状況を悪化させています。また返済猶予法案も通りましたが、これは金融機関との円滑な関係を作る上でかえってマイナスになることもあり、他の方法を考える必要があると思います。特に納税は中小企業にとりましては資金繰りにもつながる大きな問題であります。 そこで設備投資等に対応した長期借入の返済元本部分を3年間所得減算し財務体質を強化させ、その減算分を4年目から5年間かけて所得加算する方式です。 本来、資金の返済と損金という考え方は相いれませんが、中小企業においては一体であり、それを応援することが我が国の産業育成、中小企業の投資の増加につながります。

11 税目	13.その他
要望者名	社団法人コンピュータソフトウェア協会 (CSAJ)
要望名	(1) 電子帳簿保存法の電子署名・時刻認証要件の見直し (2) 税制改正に伴う基本通達の改正の早期化 (3) 国民IDの積極的推進
要望内容	(1) 現在PDF形式で発行された領収証には、受取側で電子署名と時刻認証を付ける必要があるのを、発行側の電子署名だけにして頂きたい。 (2) 年度毎の税制改正に伴う国税庁による改正基本通達の発令は、早くても当該年度の12月であり、年明けになることも多い。少なくとも改正年度の夏までに改正基本通達を発令して頂きたい。 (3) 国民IDを発行し、健康保険、年金、所得の歳入一元管理をして頂きたい。
要望目的 期待される効果	(1) 時刻認証は1件につき数円～10円のコストがかかり、普及の障害になっています。電子帳簿保存の普及、納税者の事務負担の軽減。 (2) 改正法令が各年度の4月から適用されるにもかかわらず、その課税庁の解釈指針である基本通達の発令が一部を除き依然として当該年度末に近い状況となっています。このような状況下では納税者の税務判断にも支障を来たします。また税務ソフト販売企業においては、本法だけでは判別しえない事態に早期に対応が可能となります。 (3) 国民IDを付与し歳入管理の一元化を目指す。これにより税負担の捕捉、徴収コストの削減が可能となり、また所得別政策を打ち出しやすくなります。